

【介護予防支援等重要事項説明書別紙】

等重要事項説明書「6 利用料金」について

が介護予防ケアマネジメント費

、保険給付金が直接当事業者に支払われない場合は、一旦当事業
当たりの法定料金を頂戴し、サービス提供証明書を発行いたします。
提供証明書を練馬区の介護保険課に提出されますと、全額払戻しを

金額	備考
522 円/月	ケアプランの作成・サービス調整費(センターの場合)
038 円/月	ケアプランの作成・サービス調整費(センターの場合)
038 円/月	ケアプランの作成・サービス調整費(指定居宅介護支援事業者 に委託した場合)
420 円	初回利用月のみ(センター・指定居宅介護支援事業者ともに)
420 円	初回利用月のみ(指定居宅介護支援事業者に委託した場合)

の算定方法が異なる場合があります。

合、金額が変更になる場合があります。

域内の方は無料です。それ以外の地域の方は、担当職員等がお伺い
となる場合があります。

約することができ、料金は一切かかりません。

の精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、30 日

いながさし、領収証を発行します